

仏教聖典の著作権について

「仏教聖典」の著作権者である財団法人仏教伝道協会は、日本語や他言語に翻訳された「仏教聖典」が、書籍や電子媒体等を通して容易に世界の人びとの手に渡り、一人でも多くの方がたが教えの光に浴することができることを願っております。

同時に「仏教聖典」の個人的な利用範囲を超えた積極的なご利用を計画される方がたにつきましては、「仏教聖典」の著作者が有する同一性保持権や当協会へ帰属する著作権への侵害を回避するため、以下にご留意下さるようお願い致します。

1. 「同一性保持権」について

著作者の人格権尊重のため、「仏教聖典」を引用等で利用する際には、加筆・削除・変更・誤字・脱字・他言語への翻訳等を行わないようご注意ください。

2. 「引用」について

著作権法第32条に規定される「引用」の次の条件を遵守して下さい。

- (1)引用目的： 教育、学術、寺報掲載等の本来の「引用」の一般概念に含まれる目的であること。
- (2)主従関係： 「仏教聖典」からの引用部分（3頁以下）が、引用を必要とする著作物全体に対して量的に低い割合であること。
- (3)明瞭区分性： 新たな著作物と引用部分とが明確に区別されていること。
（引用部分の「」、 “ ”、書体変更など）
- (4)出所の明示： 例）「花の香りは、風に逆らっては流れない。しかし、善い人の香りは、風に逆らって世に流れる。」
（『和英対照仏教聖典』P.367（財）仏教伝道協会発行）

3. 次の場合には、事前に当協会へのご連絡をお願い致します。

- (1)営利目的での「仏教聖典」の利用を希望される場合。
- (2)上記「引例」の条件を超えた引用を希望される場合。
- (3)ご寺院などでHPに掲載・転載する場合。

【当協会の連絡先】

〒108-0014 東京都港区芝4-3-14

財団法人 仏教伝道協会 聖典普及事業部

:03-3455-5853